

総務教育常任委員会委員長（小川 保）

おはようございます。

平成29年12月11日に開催しました総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告致します。

審議事項。

議案第1号、多度津町行政組織条例の制定について。

議案第2号、多度津町役場出張所設置条例の制定について。

議案第3号、多度津町機構改革に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について。

議案第4号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

議案第5号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

議案第6号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について。

議案第7号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。

議案第11号、平成29年度多度津町一般会計補正予算（第5号）。

議案第12号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）。

議案第13号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）。

議案第14号、平成29年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第3号）。

議案第15号、平成29年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）。

議案第16号、平成29年度多度津町水道事業会計補正予算（第2号）。

議案第18号、特定事業契約の締結について（善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備運営事業）。

審議結果。

議案第1号から議案第7号、議案第11号から議案第16号及び議案第18号について、委員、傍聴議員より。

一つ、行政組織条例の制定により、町民への事務分掌の周知はどうするのか。また、課ごとの町民への文書は増えるのか。

一つ、特殊勤務手当の関係で野犬の処理はどの位しているのか。また、処理手当の額とどの位支出しているのか教えてもらいたい。

一つ、野犬を捕まえたら、どのようなルートで言えば良いのか、方法を教えて欲しい。

一つ、道路で車に撥ねられて死んだ犬も環境課へ連絡すれば良いのか。休みの場合はどこへ言えば良いのか。その対応は月曜日になるのか。

一つ、飼い犬が盗まれて外国で売られるという事案があったと報道されていたが、町内でそういったことはあるのか。

一つ、今回の給与改正で増加する総額はいくら位か。第4号議案の議員報酬については28年度にもアップしており、2年連続での増加というのは、町民感情や財政面など総合的に考えてやめるべきでないか。

一つ、教育課題検討委員会の委員は何人か。今回の補正は増員によるものか。

一つ、施設管理費の修繕料394万6,000円の内容について教えてもらいたい。

一つ、庁舎建て替えまでの3～4年間の修繕計画は、どう考えているのか。非常時での窓ガラス飛散対応はどうなっているか。想定外というような事態にならないように検討の中に入れるようお願いしたい。

一つ、民間住宅耐震対策支援事業補助金837万円の減額となっているが、今までの補助の戸数と減額した原因は何か。制度や内容の周知が不足しているのではないか。

一つ、今回の債務負担行為の金額と第18号議案の契約金額との関係について説明してもらいたい。

一つ、交付金は申請してからもらえるものなので確定してないのではないか。確定していないものを債務負担行為から差し引いて限度額を計上するのは不自然な感じがするが、どう考えるのか。

一つ、債務負担の金額は契約上必要な予算を計上することなので、第18号議案で、59億3,380万9,000円で契約して、それを執行できる為の予算の確保という形でないとおかしいのではないか。交付金を頂くのは平成31年9月以降なので債務負担行為の金額は22億3,475万3,000円にしておくべきでないのか。交付金を差し引くのは支払いの段階であって交付金が入ってからになるのではないか。契約金額を超えるものは差異があつても理解できるが、その金額が少ないというのは聞いたことがない。契約は現時点ですので、善通寺市が一括払いをしても多度津分が減るのは31年以後でないとおかしいのではないか。

一つ、契約書に交付金1億9,279万5,000円というのは記載されているのか。

一つ、交付金の記載がないのなら、契約に基づく債務負担で契約の限度額を決めるのであれば、交付金の算定は除外すべきであり、一括支払いした中から交付金を差し引くというような1市2町で協議した覚書等を議案書の参考資料で添付すべきでないか。

一つ、災害弔慰金及び見舞金支給の要綱制定に伴う補正予算の計上がないのではないか。

一つ、全損・半損・床上浸水の判断の基準はどのようになっているのか。のちのち問題にならないように慎重に対応してもらいたい。

一つ、新聞報道もあったが、災害弔慰金及び見舞金支給の要綱は大切なので中身を説明してもらいたい。

一つ、おもいやり配食サービス事業は島嶼部で増えたと聞いているが、中身を教えてもらいたい。

一つ、上水道料金改定のお知らせが各家庭に配布されているが、内容を説明してもらいたい。

一つ、1市2町学校給食センター協議会の予算としてこれまでの各市町からの負担金はいくら位か。また、費用弁償や旅費はどのくらい執行しているのか。

一つ、1市2町学校給食センター協議会での用紙等の事務用品の購入はしていないのか。

資料作成等で必要なものは協議会の費用として支払うべきでないか。

一つ、既に1市2町学校給食センター協議会は設立されているので、各市町が対等に話せるように、協議会として必要なものはその予算で支払って明確にしておき、均等な負担になるように要望する。

一つ、協議会の予算208万1,000円はどのように管理しているのか。

一つ、管理運営経費をなぜ10%の消費税で算出しているのか。管理運営費用は平成31年の10月以降の支出ばかりなのか。

一つ、開業準備費3,402万円と施設費16億5,426万3,000円は、一括して善通寺市が支払うことになるのか。

一つ、1市2町協議会の中で取り決めとして分割して支払うということは議事録等で残しているのか。

一つ、善通寺市への分割支払いの第1回目はいつになるのか。善通寺市が起債償還のために利息も生じるので、支払いの対応を決めて計画していないと財政当局が困ると思われる所以、1市2町協議会で何回も打合せをしてこの事業を進めてほしい。

一つ、今後は毎年1億5,000万円が必要になってくるが、町にとってどの程度の影響が生じるのか。

一つ、1億5,000万円の支払いは一般財源からの支出で行うことになり、足らなくなつた場合に借りることはできないのか。

一つ、町としての支出で1市2町協議会への支払い、S P Cへの支払い、善通寺市への支払いと給食センター事業のトータル金額が複雑化して分からぬということをどのように考えるか。

一つ、事業総額の中には16億円あまりの借り入れる利息の数値は入っていないと思うが、どうか。

一つ、債務負担行為の金額に善通寺市に支払う分まで入れる必要がないので

ないか。想定される借り入れ利息も見込んだ計画を樹てていないといけないのでないか。

一つ、今回契約をした特定事業者の法人登記はどうなっているのか。設立に要した費用はいくらか。既に法人登記が終わっているのに支払うのか。

一つ、法人の開業準備費は、もう既に支払いをしてないといけないのでないか。

一つ、今後は1市2町協議会で協議検討したことについては、議事録で記録して約束事がのちのちまで分かるような対応をしてもらいたい。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、課そのものは1つ減るが、課内の室が3つ増えるので住民には配置図等を広報で事前にお知らせする予定である。

一つ、野犬処理の手当ては1件当たり300円で、今年度の11月末現在で犬、猫の引き取り件数は75頭であり、これには生きている犬だけでなく死んでいる犬、猫、鳥も含まれ、延べ66名に手当てを支出している。

一つ、野犬捕獲は環境課職員と県保健所の担当職員が協力しており、住民が保護したような場合は環境課まで連絡頂ければ、一時引き取って保健所で保護することになる。

一つ、環境課に連絡して頂ければ対応しているが、県道の場合は県の委託業者が環境課まで持ってきており、夜間等は環境課で対応している。休日等は役場の宿直に連絡して頂くようになり、連絡を頂いた時点で対応することになる。

一つ、現時点で盗まれたという連絡は入っていない。首輪が外れた等でなくなった事例もあるが、ほとんどの場合発見されている。

一つ、改正による影響額は議員報酬で23万1,000円の増、特別職で9万4,000円、教育長で3万5,000円、一般職で給与100万5,000円、勤勉手当500万4,000円の増で合計600万9,000円の増額となっている。今回の改正は人事院勧告に基づくもので、県や近隣地方公共団体の状況を総合的に判断したものである。

一つ、教育課題検討委員会の委員は9名である。検討委員会を2ヶ月に1回のペースで6回開催予定であったが、報告書作成で1回増加することによる補正である。

一つ、施設管理費の修繕料394万6,000円の内訳は、堀江雨水ポンプ場の無停電装置の修理で120万円、自家発電装置で85万円、水環境処理施設の送水管修理で80万円、リレー装置の修繕で60万円となっている。残り50万円弱は細々とした修繕料になっている。

一つ、現庁舎の具体的な修繕計画はできていない。また、非常事態を見越し

て修繕計画に盛り込むのは難しい。

一つ、今年度は耐震診断が11件、耐震補強工事が5件で件数は減ってきており、年度末を見越して減額した。町では広報等で周知しており、香川県の制度なので県がマスコミ等でも周知している。また、県の職員が町内で診断の相談会を2回開いている。

一つ、契約予定金額は事業費の合計が税込み64億7,777万8,000円、施設整備費が24億753万1,000円、開業準備費3,402万円、維持管理・運営費が40億3,622万7,000円で施設整備費の均等割25%、給食数割75%で算出すると多度津は34.3%の負担割となり、運営費は34.62%の負担割なので合計では多度津は22億3,475万3,000円の負担となっている。今回の国の交付金は善通寺市が代表して一括して申請して受け取る予定で、負担する額から多度津が受け取るべき交付金額を差し引いたものが調整後の額になっている。交付金の総額は1億9,279万5,000円で34.3%の6,612万9,000円を差し引いた21億6,862万4,000円を今回の債務負担行為の限度額としている。毎年度の支出額は約1億5,000万円程度を予定している。

一つ、現時点での財源内訳を基に債務負担行為を算定しているので、財源内訳に変更があればその時点で変更したい。

一つ、債務負担行為については、多度津が負担すべき債務の限度額を示して議決を頂くもので、実質の負担すべき額と契約金額が異なる場合もある。

一つ、債務負担行為額は、現時点での財源内訳を基に実際に債務を負担する額を議決頂くことになり、実際に善通寺市に支払う債務は国の交付金を除いた額について支払いの債務が発生するので、契約上は交付金部分に支払う債務はないため、限度額は現行のままで差し支えないと考える。

一つ、契約は1市2町との契約であり、契約書自体には善通寺市が事業者に一括支払いする記載はあるが、交付金部分は記載されていない。

一つ、災害弔慰金・見舞金支給については12月1日付で要綱を制定し、年内を目途に支給しようとするもので、災害救助法の適用を受けない比較的小規模な災害によるものを対象にしている。関係課で西日本の476自治体の例規を調査した結果、制定されていたのは約5割であり、その中では要綱が一番多かったのでそれらを参考にして、支給金額も多かった全損10万円・半損5万円に床上浸水2万円を追加して支給することとした。財源としては緊急を要するため、予備費を流用して支出することとしている。

一つ、被災程度の判定基準は災害救助法の規定を参考にしている。

一つ、対象者が当初の40名から60名に増えており、高見島でも2名程度が利用している。町内の配食サービス事業者が弁当を桟橋まで運び、フェリーに乗せて島の桟橋で受け取る方法で実施しており、診療所の看護師や民生委員に

協力してもらい配食している。

一つ、水道料金は全体として約8%増の改定を行おうとしており、今回の改定に合わせて以前から住民要望の多かった開始手数料1,500円を廃止することとしている。

一つ、多度津町の負担金は71万6,000円、善通寺市が112万円、琴平町が24万5,000円で合計208万1,000円となっている。事業者選定委員の報酬で15万円、旅費で6万9,840円、需用費・会議費1万2,720円、役務費・通信運搬費3,780円、備品購入費として公印に1万2,096円で合計24万8,436円支出している。

一つ、現在のところ、善通寺市だけが資料の印刷等をしているのではなく、それぞれの市町が役割分担をして資料を作成しているので、協議会としては用紙等の消耗品は購入していない。

一つ、協議会の会計は多度津町教育課長が担当で通帳を保管・管理しており、支出については協議会事務長の善通寺市教育部長に決裁をもらってから支出している。

一つ、消費税法で平成31年10月から10%になることが確定しており、維持管理運営の経費は正確には平成31年8月終わりからの支出になる。

一つ、財源内訳としては、国の交付金や起債等で借りた上で事業者に一括して支払うようになる。

一つ、予算を算出する際に、開業準備費・施設費を善通寺市に割賦で支払うということが文書で残っている。

一つ、善通寺市への分割支払いの詳細については、正式にはまだ決まっていない。

一つ、毎年1億5,000万円の支払いが将来負担比率は約3ポイント以上、上昇すると想定している。

一つ、予算の中では負担金になるので、財源として起債を当てることは出来ない。

一つ、国庫補助事業の適用の関係で施設整備費については、善通寺市が国の交付金を受けて全額を支払うスキームになったことにより、支払い関係が複雑化したものと考えるが、資金計画・支払い計画は詳細を詰めていきたい。

一つ、事業の負担総額については、債務負担行為額が表しており、それに協議会の経費を加えたものが1市2町学校給食センターに要する総額になる。

一つ、債務負担行為の総額の条件として、金利分・消費税分の要因による変動がある旨を記載しており、総額については条件付ながら現段階で示せるものについては示している。

一つ、法人登記は完了しており、施設整備費の対価Aの中で一括して支払う

ことになっている。

一つ、PFIなので民間資金活力の活用ということで建設費も含めて民間資金で賄い、完成後に出来たものを購入して一括で支払うことになる。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号から議案第7号、議案第11号から議案第16号及び議案第18号については、委員会として原案を可決した。

またその他として、執行部より2件の報告がありました。

以上報告申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして12月11日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

建設産業民生常任委員会委員長、金井浩三君。

建設産業民生常任委員会委員長（金井 浩三）

おはようございます。

平成29年12月11日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項。

議案第8号、多度津町手数料条例の一部改正について。

議案第9号、多度津町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について。

議案第10号、多度津町水道事業の設置等に関する条例の廃止について。

審議結果。

議案第8号、議案第9号及び議案第10号について、委員、傍聴議員より。

一つ、手数料条例を改正することによって利用者に負担は生じないのか。

一つ、工場立地法のこれまでの変更に関わっての経緯を説明してほしい。

それに対して執行部より。

一つ、事業者が支払うもので、利用者には全く費用負担は発生しない。

一つ、多度津町工場立地法は、今年4月1日から適用されており、法律に基づくものから地方自治体の条例に基づくものに変更が可能となったので、規制緩和を進めるため作られた。当初は、甲種区域のみが対象であったが、除かれていた乙種区域も該当するということで今回の改正とした。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第8号、議案第9号及び議案第10号については、委員会として原案を可決した。

またその他として、執行部より他2件の報告があった。

以上です。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。